



私道の街灯助成制度について

2025 年度

神戸市では、夜間の道路交通の安全と防犯を目的に、市民の皆様と共に街灯の整備を進めてきました。その一環として、私道に地域団体が街灯を設置し、管理する場合にはその費用の一部を助成しています。

- 1) 助成の対象となる街灯 …… P1
- 2) 助成金の申請・交付について …… P1
- 3) 助成額・提出書類等 …… P2
- 4) 申請書類提出時の注意点
 - ・ 申請書記入方法 …… P3 ～ 5
 - ・ 位置図記入方法 …… P6
 - ・ 添付書類について …… P7
- 5) 相談・受付窓口について …… P8
- 6) シール貼付のお願い …… P9
- 7) Q&A …… P9



1. 助成の対象となる街灯

助成の対象となる街灯は、以下の基準を満たす必要があります。

街灯の灯具や支柱を新設または取替する場合は、

必ず事前にご相談ください。(相談先はP8参照)

《基準》

- ・私道上にある街灯であり、地域団体が設置・管理しているものであること。
- ・道路を照明する(駐車場、ゴミステーションなどを照らすものでない)もので、独立柱又は電柱に添架している街灯であること。
- ・添架広告街灯、営業用の街灯でないこと。
- ・神戸市商店街等街路灯電力料補助要綱に基づき、神戸市経済観光局が補助している街灯でないこと。
- ・LED灯(1基あたり蛍光灯20W相当)または、その相当品以上であること。
- ・不特定多数の利用があること(袋小路の街灯等でないこと)。
- ・新規に設置する場合には、神戸市の照明施設設置基準に合致していること。

※隣の街灯との間隔が概ね 20m 離れていること等の基準が定められています。

詳細は、神戸市の照明施設設置基準をご確認ください。



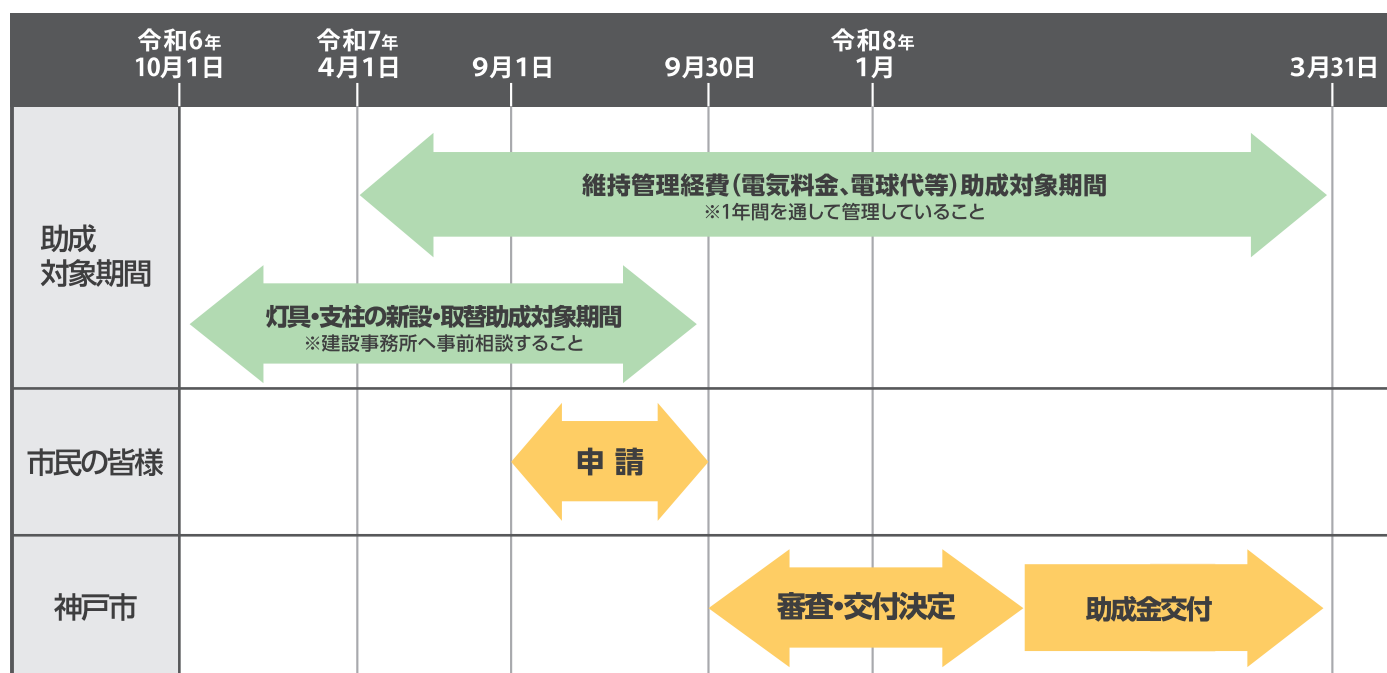
※基準に適合しないことが判明した場合、助成を打ち切る場合があります。

2. 助成金の申請・交付について

助成金の申請受付は、**令和7年9月1日～同年9月30日(当日消印有効)**です。

(提出先については、P8をご参照ください)

審査・交付決定後、助成金の振込は令和8年1月～3月を予定しています。



3. 助成額・提出書類等

助成額・提出書類は、以下のとおりです。(注意点については、P3～P7をご参照ください。)

 申請対象	 助 成 額	 提出書類
共 通 (申請に必須)	—	① 街灯助成金交付申請書 ※団体の代表者以外の方が申請者となる場合は、「受領委任欄」への記入が必要です。 ※振込口座情報確認のため、通帳のコピー(銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人の分かるページ)の提出を求める場合があります。 ② 街灯設置場所位置図
維持管理経費 (電気料金、電球代等) 対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 ※1年間通して管理していること	年額2,000円/灯 (灯具の種類に関係なく)	③ 4月分の電気料金の支払書類 (領収書(コピー)または引き落とし通帳のコピー等) ※引き落とし通帳のコピーを提出される場合は、口座名義人の分かるページも提出してください。
灯具・支柱の新設・取替経費 対象期間 令和6年10月1日～令和7年9月30日 ※建設事務所へ事前相談すること	【灯具】 - 公道と公道をつなぐ、道幅が2.7m以上の私道 最大20,000円/灯(助成率10/10) - 上記以外 最大14,000円/灯(助成率2/3) 【支柱】 - 公道と公道をつなぐ、道幅が2.7m以上の私道 最大100,000円/灯(助成率10/10) - 上記以外 最大50,000円/灯(助成率1/2) 【その他】 - 電力会社への受託工事代等: 最大10,000円/灯(灯具新設時のみ)	④ 工事の領収書(コピー) ⑤ 工事内訳書(コピー) ⑥ (灯具の新設・取替の場合) 灯具の照度が確認できる書類(カタログなど)



審査・交付決定後、「街灯助成金交付等決定通知書」を送付(令和7年12月以降を予定)します。

4. 申請書類提出時の注意点

申請書 記入方法

() 整理番号 第 号

令和 年 月 日受付

街灯助成金交付申請書

神戸市長あて

令和 年度 神戸市街灯助成金について、神戸市街灯助成金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。

管理者名（団体名）	太枠の中のみご確認ください 当方で団体情報を印字しています。情報に変更がある場合は、二重線を引いて、修正をお願いします。
代表者の住所・所在地	
代表者連絡先 [携帯電話] TEL () — — [固定電話] TEL () — — [メールアドレス（任意）] @	
フリガナ	
代表者氏名	

連絡担当者 （同上的場合は不要） ※申請にかかる書類内容の確認や交付決定通知書の送付先は、連絡担当者になります。	フリガナ
	氏名
	住所（または所在地） 〒 —
	連絡先 [携帯電話] TEL () — — [固定電話] TEL () — — [メールアドレス（任意）] @

受領委任欄（申請者と口座名義が異なる場合）

下記の者を受領受任者と定め、金額の受領を委任いたします。

上記権限の委任を受けることを承諾いたします。裏面の口座に振込されることに同意いたします。

受任者住所（または所在地）
フリガナ
団体名
フリガナ
受任者氏名

※振込口座の名義と同じ団体名・氏名を記入ください。

⇒裏面もご確認ください。

太枠の中のみご確認ください

当方で口座情報を印字しています。情報に変更がある場合は、
二重線を引いて、修正をお願いします。

助成金振込口座

金融機関コード（4桁）				支店コード（3桁）					
振込金融機関				銀行 信用金庫・信用組合 労働金庫・農協				支店 出張所 支所	
振 込 口 座	預金種別 1：普通 2：当座		口座番号（7桁）						
	フリガナ								
	口座 名義								
☐ 上記の振込口座情報に間違いはありません。									

※昨年度から口座情報（金融機関や口座名義等）に変更がある場合は通帳のコピーを添付ください。

※申請者と口座名義が異なる場合は、受領受任欄に記名ください。

○添付書類（コピー可）※添付書類はすべて A4 サイズに統一してください。

【すべての場合】

- ☐ 街灯設置場所位置図

【維持管理経費を申請する場合】

- ☐ 領収書など管理者による電気料金の支払いが確認できる書類

【灯具・支柱の新設・取替経費を申請する場合】

- ☐ 請求書など街灯設置工事の内容がわかる書類
☐ 領収書など管理者による街灯設置工事の支払いが確認できる書類
☐ 商品名に記載のあるカタログなど灯具の照度が確認できる書類

【例】

維持管理経費8灯(LED)

公道をつなぎ、道幅が2.7m以上の箇所で

灯具の新設1灯、灯具の取替2灯、支柱の取替1灯の場合

太枠の中のみご記入ください

※申請時は、太枠内のみ記入してください。

【維持管理経費（電気料金及び電球代等）】

申請灯数	助成灯数	助成対象外灯数	助成金額
8 灯			

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで一年間を通して電気料金を支払予定の灯数。

※位置図の灯数と必ず一致するようにしてください。
※申請する全ての街灯の、4月分の電気料金の支払書類（領収書のコピー等）を添付してください。

【灯具の新設・取替経費】

申請灯数	助成灯数	助成対象外灯数	助成金額
新設 (幅員2.7m以上) 1 灯			
(幅員2.7m未満)			
取替 (幅員2.7m以上) 2 灯			
(幅員2.7m未満)			
合計 3 灯			

灯具等（電球のみの取替えは除く）または支柱を令和6年10月1日から令和7年9月30日までに新設または取替された灯数。

※工事領収書、工事内訳書を添付してください。

【支柱の新設・取替経費】

申請灯数	助成灯数	助成対象外灯数	助成金額
(幅員2.7m以上) 1 灯			
(幅員2.7m未満)			
合計 1 灯			

【合計金額】

助成金額①+②+③	円
-----------	---

※基準に適合しないことが判明した場合、助成を打ち切る場合があります。

【副申】（要・不要）

灯数	助成対象でない理由	灯数	助成対象でない理由
令和 年 月 日			
建設局	建設事務所長		

位置図 記入方法

別紙

街灯設置場所位置図

団体名

〇区〇〇自治会

No.



☐ 昨年度と位置変更なし

☐ 昨年度と位置変更あり

街灯設置場所

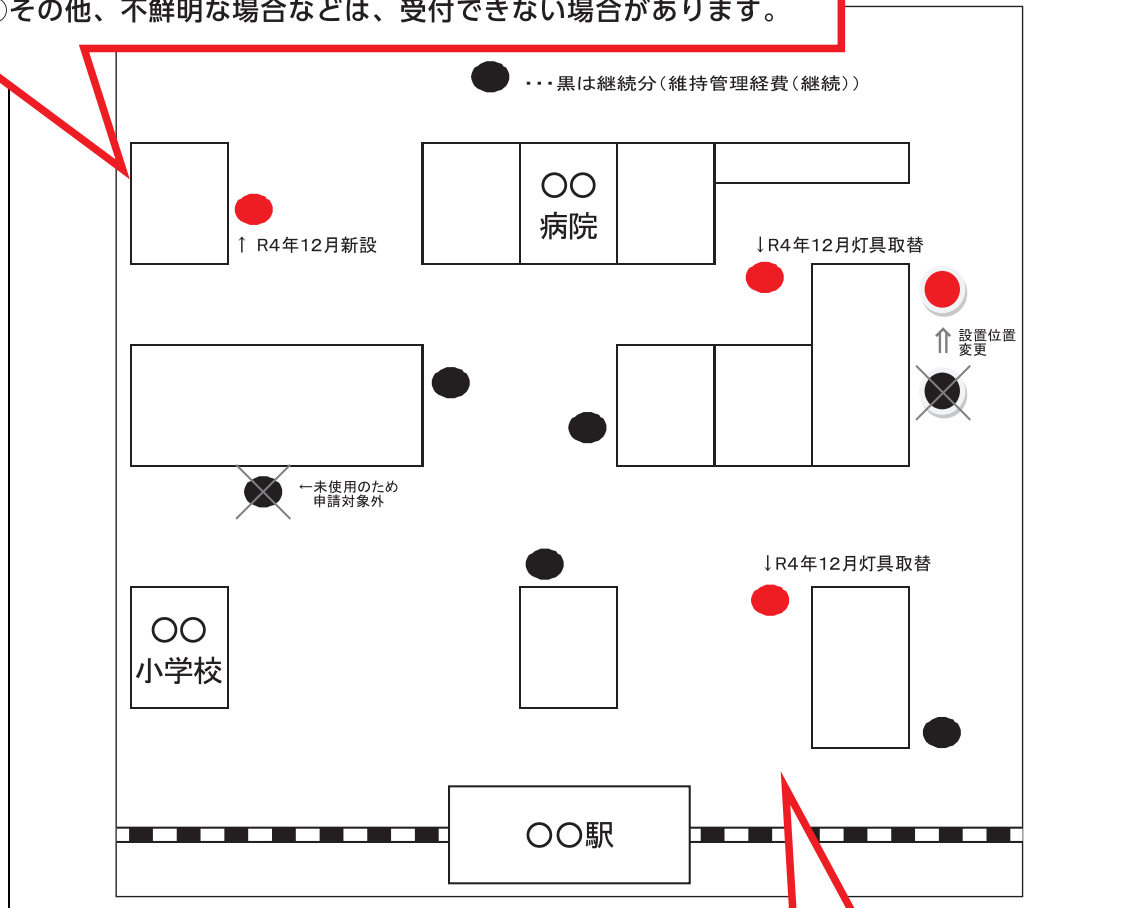


位置図が2枚以上になる場合は記入

注意

- ① 街灯付近の図を手書きする場合は、駅、交番等目印を加え、設置場所が判るようにして下さい。
- ② 申請書の街灯数と位置図の街灯数を必ず合わせてください。
- ③ 色を変えるなどして、継続分（前年度に引き続き、維持管理経費のみを申請する分）と、灯具・支柱の新設・取替分が区別できるように記入して下さい。
- ④ その他、不鮮明な場合などは、受付できない場合があります。

印字された位置図を確認し、昨年度と変更がなければ、「昨年度と位置変更なし」にチェック



【作成上の注意】

- ① 街灯付近の図を手書きする場合は、駅、交番等目印を加え、詳細に記入してください。
- ② 申請書の街灯数と位置図の街灯数を必ず合わせてください。
※ 街灯が現在も設置されているか、プレートシールを貼っているか、
- ③ 色を変えるなどして、継続分（前年度に引き続き、維持管理経費（電と、灯具・支柱の新設・取替分が区別できるように記入して下さい。
- ④ その他、不鮮明な場合などは、受付できない場合があります。

位置図の作成にあたっては、現在も存在するか、プレートシールを貼っているか、必ず確認をしてください。

添付書類について



※添付書類は、A4サイズに統一していただきますよう、ご協力をお願いします。

【4月分の電気料金の支払書類(コピー)】

- ☐ 電気料金の支払書類として、① **電気料金の領収書**(見本1,あるいは2) または
② **引き落とし通帳のコピー**(引き落とし、口座名義人の分かるページ) を
ご提出ください。※請求書では受付できません。
- ☐ **今年度の4月使用分**をご提出ください。
(5月に支払をした「4月の電力使用分の領収書」です。)
- ☐ 申請する**全ての街灯の電気料金の支払書類**が必要です。

【工事の領収書(コピー)】

- ☐ 領収日が**令和6年10月1日から令和7年9月30日**の領収書が対象です。

【工事内訳書(コピー)】

- ☐ 器具代・取付費用などの**工事内容が明記されている書類**をご提出ください。(見本3)
- ☐ (灯具の新設・取替の場合) 灯具の照度が確認できる書類(カタログなど)を
ご提出ください。

見本1

電気料金領収済のお知らせ

電 気 料 金 領 収 済 の お 知 ら せ			
お 客 さ ま 名	[redacted]		
お 客 さ ま 番 号	[redacted]		
ご使用場所	[redacted]		
いつもご利用いただきありがとうございます。 下記電気料金を 4月 13日に口座から振替させていただきました。			
領 収 金 額		211 円	
消費税等相当額(再掲)		(19 円)	
契約種別	年・月分	ご使用量(kWh)	内訳金額(円)
公衆街路灯A	5 4	※	211
翌月算定日	5月 1日	燃料費調整額(再掲)	-73.89円
		再エネ促進賦課金(再掲)	53円
ご契約金融機関		翌月初回振替日	5月16日
		翌月再振替予定日	5月25日
金融機関・支店名	[redacted]		
口座番号	[redacted]		
口座名義	[redacted]		

見本2

5月分の電気使用量のお知らせ
下に、「4月分の電気料金の領収済の
お知らせ」が記載されているもの。

5月分の電気使用量のお知らせ

電 気 料 金 領 収 済 の お 知 ら せ	
お 客 さ ま 名	[redacted]
お 客 さ ま 番 号	[redacted]
ご使用場所	[redacted]
いつもご利用いただきありがとうございます。 下記電気料金を 4月 13日に口座から振替させていただきました。	
領 収 金 額	
211 円	
消費税等相当額(再掲)	
(19 円)	
契約種別	年・月分
公衆街路灯A	5 4
翌月算定日	5月 1日
	燃料費調整額(再掲)
	-73.89円
	再エネ促進賦課金(再掲)
	53円
ご契約金融機関	
翌月初回振替日	
5月16日	
翌月再振替予定日	
5月25日	
金融機関・支店名	
[redacted]	
口座番号	
[redacted]	
口座名義	
[redacted]	

見本3

工事内容が明記されている書類
(例:見積書)

御 見 積 書			
[redacted]		平成 18 年 11 月 2 日	
下記の通り御見積書いたします。 ※お見積書は御見積書の土着用命願います。			
金額	45,000		
工事名	[redacted]		
業 種	[redacted]		
御支払条件	[redacted]		
見積書期間	[redacted]		
※ 消費税は含まれておりません。			
名 称	数 量	単 価	金 額
防犯灯用ポール	1 組		12,000
防犯灯器具(自動点滅器付)	1 組		7,000
材料費	1 点		1,000
電 工 費	1 式		15,000
関連申請手続費	1 式		10,000
			45,000

5. 相談・受付窓口について

1

書類提出先、制度に関すること、書類記入方法のお問い合わせ

〒650-8526

神戸市中央区伊藤町111番地

神戸商工中金ビル 4階

神戸市 行政事務センター 街灯助成担当係

電話番号：078-381-5533（平日8時45分～17時30分）

※区役所・建設事務所での受付は行っておりません。

2

灯具・支柱の新設・取替えの事前相談について

事務処理手続きの迅速化、交付決定にかかるトラブル回避のため、灯具、支柱の新設または取替を検討されている地域団体は、**必ず事前に所管の建設事務所の街灯担当にご相談ください。**
（事前に街灯担当にご連絡いただいた上で、お越しいただくようお願いいたします）

お住まいの地区	所管の建設事務所	電話番号（代表）
東灘区、灘区	東部建設事務所（管理係）	☎ 078-854-2191
中央区、兵庫区	中部建設事務所（管理係）	☎ 078-511-0515
北区	北建設事務所（管理係）	☎ 078-981-5191
長田区、須磨区	西部建設事務所（管理係）	☎ 078-742-2424
垂水区	垂水建設事務所（安全推進係）	☎ 078-707-0234
西区	西建設事務所（管理係）	☎ 078-912-3750

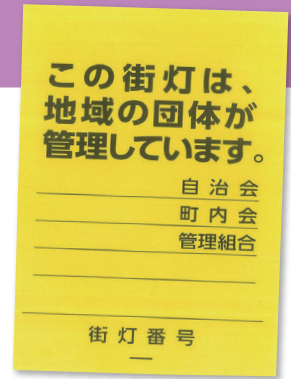
※その他街灯助成制度に関するお問い合わせ

神戸市建設局道路管理課 ☎ 078-322-6806

6. シール貼付のお願い

助成を受けている街灯については、管理先を明確にするため、各地域団体での管理状況がわかるよう「街灯助成プレートシール」を必ず貼り付けてください。

シールは各区役所（地域協働課）及び各建設事務所で配布しています。



7.

Q & A

Q1 助成対象期間は？

- ・維持管理経費については、**令和7年4月1日～令和8年3月31日**が対象期間です。
1年を通じて電気料金を支払っていることが条件になりますので、年度途中で街灯を新設・撤去等される場合は助成対象外です。
- ・灯具、支柱の新設又は取替の経費は**令和6年10月1日～令和7年9月30日**までが対象期間です。

Q2 助成金の交付時期は？

助成金の交付時期は、**令和8年1月～3月**になる予定です。
交付が決定しましたら、「街灯助成金交付等決定通知書」を送付します。

Q3 電球を取り替えたが、助成はあるの？

電球の取替えは、維持管理経費に含まれます。※別途助成はありません。

Q4 灯具・支柱の新設・取替えをしたいが、手続きは？

- ・灯具・支柱の新設・取替については、提出書類受理後、所管の建設事務所による助成の対象となる街灯かどうかの現地調査を行います。場合によっては助成対象外となる場合がありますので、必ず事前に所管の建設事務所にご相談ください。
- ・新規に街灯を設置した場合、設置時期が令和7年4月1日までのものであれば、令和7年4月1日以降の維持管理経費も今年度の助成対象となります。

Q5 センサーライトは助成対象か？

助成対象外です。

Q6 1支柱に複数灯ある場合の助成はどうなるの？

1支柱につき1灯だけを助成対象としていますので、1つの支柱に複数灯あっても1灯分だけの助成となります。



≫ その他、詳細はホームページをご確認ください。

神戸市 街灯助成

